

宇城市広報紙 広報うきウキカラ「おでかけガイド」「みんなの掲示板」掲載基準

令和7年8月1日 制定

宇城市広報紙 広報うきウキカラ「おでかけガイド」「みんなの掲示板」は、市民や市内に所在する事業所等が主催する地域活動、地域貢献、社会支援活動等を支援することを目的として、広報紙に掲載することにより周知啓発するものです。掲載に関しては、次の掲載基準に基づき、公共性・公益性に沿ったものとします。

1. 広報紙に確保する紙面と掲載料金

■「おでかけガイド」…市内のイベント情報を掲載

①紙面は1～2 ページ（「街なか図書館」、「子育て応援イベントカレンダー」のコーナーは除く）

②優先順位をつけて掲載します（掲載枠は毎号変動）

※市主催イベントを優先して掲載します

※早くに提出いただいても掲載できない場合があります

■「みんなの掲示板」…メンバー募集や講座、大会などを掲載

①紙面は1/2 ページ

②毎号4 枠を上限に先着順にて掲載します

■共通事項

①掲載料金は無料です

②紙面の都合上、掲載しないこともあります

③「おでかけガイド」と「みんなの掲示板」のどちらに掲載するかは、市で判断します

2. 掲載できる内容

「おでかけガイド」「みんなの掲示板」に掲載できる記事については、下記の2つの条件のいずれも満たしているものとします。

（1） 掲載内容がメンバー募集や講座、大会、イベントなどであること

（2） 広く市民が参加できるもの

（3） 原則として、開催場所が宇城市内の公民館、防災拠点センターなどの公共施設、又は公共の場であること。公共施設で開催できないやむを得ない事情（活動環境や施設の規模・設備など）があると認められる場合は、民間施設（一般に貸し出しを行っている施設に限る）で開催される催しであっても掲載を許可することがある

※やむを得ない事情により、公共施設以外での開催とする場合は、掲載申込書の備考に欄その理由を掲載すること

3. 掲載できない内容

次に示す内容については「おでかけガイド」「みんなの掲示板」に掲載できません。

- (1) 営利や営業、宣伝を目的とするもの、営業行為との区別が困難なもの（間接的に営利につながるもの。イベント等の参加費が同種のものと比較して著しく高いもの。参加費が低額または無料体験であっても、営利につながるおそれがあるものなど）
- (2) 宗教的活動または政治的活動を目的としたもの、および関連・連想させるもの
- (3) 過去の活動において周辺住民等とトラブルが生じたもの、または今後、トラブルが生じるおそれのあるもの
- (4) 掲載内容や掲載意図が不明確なもの
- (5) 開催日または申込締切日が掲載希望月の広報紙発行日から 10 日以内のもの
- (6) その他、市が不適当と判断したもの

4. 掲載にあたっての注意事項

- ・掲載できる記事の内容については、市の表記ルールに従い、記事の表記を変更する場合があります
- ・掲載欄末尾に、団体名および投稿者（担当者）の氏名、連絡先を掲載します。投稿者（担当者）が氏名および連絡先の掲載を拒否した場合、記事の掲載を不可とします
- ・掲載する内容の著作権や商標登録などの権利関係については投稿者自らが必ず確認し、権利侵害などが起こらないようにしてください
- ・広報紙発行前にメールや FAX などて原稿（案）の校正（確認）を依頼します。校了 5 日前までに連絡が取れないときは、広報紙に掲載しない場合があります
- ・市は記事に関する問い合わせには関与しません

5. 提出期限

原稿の提出期限については、広報うきウキカラの各月の原稿締め切り日とします。

6. 提出方法

掲載を依頼したい内容については市が別途指定する様式にしたがって記載し、提出してください。なお、原稿については以下の方法にて提出することとし、提出時に掲載依頼者の概要が分かる資料も併せて提出してください。

- (1) 市ホームページの申し込みフォームからの申請
- (2) 企画課へ持参または郵送

7. 掲載回数

- ・同一の投稿者（人および団体）による掲載は、年度内につき 6 ヶ月に 1 回を限度とします

8. その他

- ・掲載した内容は、市ホームページや市公式の各種 SNS などでも掲載する場合があります
- ・掲載する場合は、校正を依頼するために連絡しますが、掲載しない場合は連絡しません